学校感染症(第2種・3種・その他)の診断書及び証明書

 園 名
 春風ピッコロ保育園

 組 名
 氏 名

- 1 上記の者について、下記の病気と診断しました。
- 2 上記の者について、下記の病気により 月 日(日間)まで 出席を停止したことを認めます。

○をつけてください。

	1	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで	
第	2	百 日 咳	特有の咳が消失するまで 又は5日間の適正な抗菌性物質製 剤による治療が終了するまで	
	3	麻疹	解熱した後3日を経過するまで	
2	4	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、 かつ、全身状態が良好になるまで	
種	5	風 疹	発疹が消失するまで	
	6	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで	
	7	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	8	結 核	症状により学校医、その他の医師において感染の恐れがない と認めるまで	
	9	腸管出血性大腸菌感染症	症状により学校医、その他の医師において感染の恐れがない と認めるまで	
	10	流行性角結膜炎	同 上	
第	11	急性出血性結膜炎	同 上	
3 種	下記は条件によって出席停止の措置が必要と考えられるもの			
	12	溶連菌感染症	抗生剤治療開始後24時間を経て全身症状がよくなるまで	
	13	手 足 口 病	発熱、口内疹などの急性症状が消退して、全身状態の安定す るまで	
	14	伝染性紅斑	発疹のみで全身状態が良ければ登園可能	
	15	その他の伝染病 (症状が改善し、全身状態が良くなるまで	

[注]

- 「その他の伝染病」とは、ウイルス肝炎・マイコプラズマ感染症・流行性嘔吐下痢症・ ヘルパンギーナをいいます。
- ◆ <通常出席停止の措置は必要ないと考えられる伝染病> アタマジラミ・水いぼ(伝染性軟疣(属)腫)・伝染性膿痂疹

年	月	日
---	---	---

医師	印
----	---

保護者の皆さまへ

- *本証明書は、治癒後医療機関で証明してもらい、初登園するときに提出してください。
- *伝染性膿痂疹(とびひ)の場合は、症状によっては欠席をお願いする場合があります。

春風ピッコロ保育園